

権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入 に関する検討の視点

1. 権利制限の一般規定の必要性について

権利制限の一般規定の導入に当たっては、次のような点に留意が必要である。

- i) 権利制限の個別規定の改正や裁判所の柔軟な法律解釈により対応できるのではないか。
- ii) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はうまく機能するか。
- iii) 様々な要素により社会全体のシステムが構成されており、経済的効果について過大な期待をかけるべきではないのではないか。
- iv) 法体系全体との関係や諸外国の法制との間でバランスを欠くことはないか。

2. 仮に一般規定を導入した場合の論点

(1) 一般規定の趣旨

- (ア) 実質的な不利益はないにもかかわらず、形式的には権利侵害に当たる事例を解決するため。
- (イ) 予想できなかった技術の進歩に迅速に対応するため。
- (ウ) 新たなビジネスに挑戦しやすい法的環境を整えるため。

(2) 一般規定を導入した場合の条件整備

- 一般規定を導入した場合、紛争や利害調整のため、法制度だけではなくガイドラインやADRなどの環境整備が必要ではないか。

(3) 一般規定と個別規定の関係

- 必要な権利制限については、個別規定での対応を図りつつ、いわゆる「受け皿」規定として個別規定の末尾に一般条項を設けるという考え方でよいか。

(4) 一般規定の具体的な規定振り

- 一般規定の中で定める考慮事項にはどのようなものが必要か。

- インターネットビジネスのことを考えると、フェアユースの規定は必要不可欠である。何年もかけて立法化されるのを待っていると、国際的なビジネスの世界では完全に遅れをとってしまう。
- 新規に市場に参入しようとする事業者からすると、自らリスクをとって挑戦できるフェアユース規定がないと、著作権制度が大きな壁になってしまう。
- アメリカのフェアユースは、若い人たちが少なくともある種の哲学的制約条件のもとで自由にやっていいという勇気を与える制度としてはうまく動いているのではないか。
- フェアユースのような一般条項によって権利の制限を行うことについて、裁判所における審理の観点からは、個別具体的・限定的な規定があるほうが適正・迅速な裁判の確立という目的からするとやりやすい。
- 一般的な規定では、何がフェアユースに該当するかは裁判にならないとわからないため、逆に利用や使用許諾が萎縮し、うまく機能しないのではないか。
- フェアユースは、法的安定性はないが柔軟性はある。現在の行政から司法へ、また事前審査から事後審査への流れの中で、個人や企業が裁判で権利を勝ち取る気持ちがあればうまくいく制度である。日本人の訴訟観というか、訴訟をどう見るかに関わってくる問題である。
- 柔軟な制度にするためには、法制度だけではなく幅広いアプローチが必要であり、紛争や利害の調整をする機能を高めなければならない。例えばガイドラインを策定・充実させるとか、司法の機能やADRの組織を充実させるとかという措置が必要になる。
- 日本では、法の中にも離婚や著作権者人格権に関して一般法理がある。また、フェアユースとして正面から認めた判例はないが、何がフェアかという観念を取り込んで解釈した判決はたくさんあり、判例の流れとも矛盾しない。
- 一般条項を設ける際に、すぐに抽象的な規定に逃げ込むような解決となっではいけない。一般条項の前になるべく個別具体化することに努力して、逃げ場のないところだけ抽象的な規定を使うという姿勢が必要である。
- 仮にフェアユースの規定を作っても、現在の制限規定は残して、最後にフェアユース的な規定を、小さな一般条項という形で導入するという考え方をとる人が多いと思う。